

令和9年度語学指導助手業務委託公募型プロポーザル方式実施要領

1 目的

この要領は、令和9年度語学指導助手業務委託（以下「本業務委託」という。）を実施するにあたり、本業務委託の履行に最も適した委託候補者を選定するため、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）の実施に必要な事項を定める。

2 業務委託概要

業 務 名	令和9年度語学指導助手業務委託
業 務 内 容	別紙「令和9年度語学指導助手業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり
契 約 期 間	令和9年4月1日から令和12年3月31日まで
提 案 上 限 額	57,024,000円（税込み） ※上記の金額を超えての提案は失格とする。
委託料の支払い	業務報告書をもとに月ごとの分割払いとする。
問い合わせ先及び書類の提出先	松伏町教育委員会（教育総務課） 【所在地】〒343-0192 埼玉県北葛飾郡松伏町大字松伏2424番地 【担 当】野田 陽平 【電 話】048-991-1864（松伏町教育委員会教育総務課直通） 【メール】kyosomu@town.matsubushi.lg.jp（松伏町教育委員会教育総務課）

3 参加資格要件

本業務のプロポーザルに参加する提案者の資格は、以下の要件をすべて満たすこと。

- （1）令和7・8年度松伏町業務委託等入札参加資格名簿（以下、「資格者名簿」という。）に登録があること。
- （2）過去5年以内に公立小学校又は中学校でのALT派遣又は委託の導入実績があること。
- （3）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- （4）実施要領を公表した日から契約締結の日までの間において、松伏町建設工事等及び物品の買入れ等の契約に係る指名停止等の措置要綱（平成8年松伏町告示第74号）に基づく指名停止措置を受けていない者であること。
- （5）会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者にあつては、会社更生法又は民事再生法に基づき裁判所からの再生手続き開始又は再生手続きの決定がされており、かつ、松伏町の再審査を受け、実施要領を公表した日に入札参加資格を有する者であること。
- （6）実施要領を公表した日から契約締結の日までの間において、松伏町の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成8年松伏町告示第73号）に基づく氏名除外措置を受けていない者であること。
- （7）（1）の規定にかかわらず、資格者名簿に未登録の者に対しては、次に掲げる書類の提出による審査を行い、適当と認められるときは、プロポーザルに参加することができる。

- ア 参加者概要書（様式４号）
- イ 印鑑証明書の写し
- ウ 履歴事項全部証明書
- エ 「法人税」と「消費税及地方消費税」に未納税がないことの証明書（その３の３）の写し
 - ・提出日前３か月以内に税務署が発行したもので、現状に適合しているもの。
 - ・納税証明書（その３）でも可とする。
- オ 財務諸表

4 各種様式の入手方法

参加表明書等各種様式及び実施要領等については、町のホームページからダウンロードして入手すること。原則、窓口での配布は行わない。

(URL)

<https://www.town.matsubushi.lg.jp/0000002983.html>

5 プロポーザルに係る実施スケジュール

内容	日程
実施要領等の公表	令和８年 ８ 月 ２ ８ 日（金）
質問受付期限	同 年 ９ 月 ７ 日（月）午後３時
質問回答期限	同 年 ９ 月 １ ４ 日（月）
参加表明書兼誓約書の提出期限	同 年 ９ 月 ２ ５ 日（金）午後３時
企画提案書提出期限	同 年 １ ０ 月 １ 日（木）午後３時
プロポーザル審査の実施	同 年 １ ０ 月 ２ 日（金）～１ ０ 月 １ ４ 日（水）
選定結果の通知	同 年 １ ０ 月中旬

6 質問の受付・回答

実施要領等、プロポーザルに関する質問は、「質問書（様式３号）」により受け付ける。

- (１) 提出期限 令和８年９月７日（月）午後３時まで（必着）
- (２) 提出方法
 - ア 電子メールにより提出すること。
 - ※電話又は口頭による質問は受け付けない。
 - ※質問の趣旨について、質問者へ問い合わせを行うことがある。
 - イ 提出する際の電子メールの件名は「【商号又は名称】質問書提出」とすること。
 - ※なお、電子メール送付後、その旨を電話連絡すること。
- (３) 質問回答期限 令和８年９月１４日（月）
- (４) 回答方法 町のホームページに質問回答期限までに掲載し、個別には回答しない。

7 参加表明書兼誓約書及び企画提案書の提出(必須)

(1) 提出書類

ア 参加表明書兼誓約書(様式1号) 1部

イ 企画提案書 6部 正本1部、副本5部 並びに 電子データ

※企画提案書の電子データについては「.doc」「.xls」「.pdf」「.ppt」「.docx」「.xlsx」「.pptx」ファイル形式に限る。

提案書には、以下の事項を必ず記載し、①～⑧の順で、インデックスを貼り付け製本又はファイルに綴じること。

①会社概要、企業実績、外国語教育に関する経営理念

②ALTの採用

③ALTの研修体制

④ALTの管理体制

⑤ALTの危機管理体制

⑥町教育委員会及び学校への研修や指導サポート体制

⑦小規模特任校における取組(放課後英語教室 等)

⑧提示金額(経費)

ウ 見積書(様式2号) 1部

エ 見積明細書(任意様式) 1部

(2) 提出期限 令和8年10月1日(木) 午後3時まで(必着)

(3) 企画提案書様式 A4版横書きとする。

(4) 提出方法

上記の担当課へ直接持参又は郵送(簡易書留)により提出すること。

ただし、電子データは、電子メール(1通あたり20MB以内)にて送付すること。

なお、20MBを超える場合は、上記担当まで電話連絡すること。

(5) 注意事項

ア 参加表明書兼誓約書及び見積書等は、指定の様式で作成し、件名、所在地のほか、必要事項を記載のうえ、代表者印を押印すること。

イ 参加表明兼誓約書を提出する者が1者の場合もプロポーザルは継続するものとし、企画提案書等の審査の結果、基準(合格点が80点以上)を満たす場合は委託者候補として選定し、契約を締結する。

8 参加辞退

企画提案の辞退は自由であり、以後、辞退による不利益な扱いはしないものとする。

9 見積書の提出に関する注意事項

(1) 見積書等に関する評価は、税抜き価格をもって評価金額とするので、貴社が消費税及び地方消費税に係る課税事業者である場合は、見積った希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。

(2) 見積書には、件名、見積金額、所在地、社名及び代表者を記載し、代表者印(代理人の場合は、代理人の印)を押印すること。

(3) 提出された見積書等は、これを書換え、引換え又は撤回することはできない。

- (4) 見積もり対象は、3年間の範囲で小学校（ALT 2名）・中学校（ALT 2名）とし、詳細は、別紙仕様書によるものとする。
- (5) 受託者は、下記の各年度予算の範囲内で業務を実施するものとする。
 - 令和 9年度 19,008,000円（税込み）
 - 令和10年度 19,008,000円（税込み）
 - 令和11年度 19,008,000円（税込み）

10 企画提案書等の取扱い

- (1) 企画提案書等は、参加表明書兼誓約書提出者1者につき1提案のみ受け付ける。
- (2) 提出期限後は、書類の変更、差替、再提出若しくは撤回は認めない。
- (3) 提出書類は、返却しない。
- (4) 松伏町教育委員会教育総務課は、必要がある場合には、追加資料の提出を求めることができる。
- (5) 企画提案書等の作成及び提出に係る費用等、プロポーザル参加に要する費用は全て参加者の負担とする。
- (6) 参加者は、企画提案書等の提出をもって、実施要領等の内容に同意したものとみなす。
- (7) 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。
- (8) 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は提案者が負う。

11 失格の取扱い

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 実施要領等で示す条件に違反した企画提案書等を提出した場合
- (2) 虚偽の内容が記載されている企画提案書等を提出した場合
- (3) 見積書の金額が、2の提案上限額を超える場合
- (4) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (5) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

12 委託候補者の選定方法等

- (1) 選定審査方法

提出された企画提案書及び見積書を別表「令和9年度語学指導助手業務委託 審査基準表」に基づき審査し、最も優秀な提案をした事業者を委託候補者として選定する。

- (2) 審査項目及び配点について

別表「令和9年度語学指導助手業務委託 審査基準表」のとおり。

- (3) 配点割合

各評価項目別配点割合は以下のとおりとし、5点（特に優れている）、4点（優れている）、3点（普通）、2点（やや劣る）、1点（劣る）の絶対評価で採点する。

ただし、評価項目③ALTの採用は、配点を15点とし、15点（特に優れている）、12点（優れている）、9点（普通）、6点（やや劣る）、3点（劣る）で、評価項目⑦小規模特任校における取組は、配点を30点とし、30点（特に優れている）、24点（優れている）、18点（普通）、12点（やや劣る）、6点（劣る）の絶対評価で採点する。

13 選定結果の通知

委託候補者選定後、参加者全員に結果を通知する。

審査の経緯及びその内容に関しての問合せや、選定結果に対する異議申し立ては受付けないものとする。

14 契約手続き等について

- (1) 委託候補者として選定された者と松伏町教育委員会教育総務課との間で、本業務の目的達成のために必要と認められる場合には、松伏町教育委員会教育総務課と委託候補者との協議により内容を一部変更した上で委託仕様書を作成し、契約を締結する。
- (2) 委託候補者として選定された者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次点者を委託候補者として選定する。
- (3) 委託候補者は、契約締結時に委託料の内訳明細書を提出すること。
- (4) 委託料は、業務報告書をもとに月ごとの分割払いとする。

別表「令和9年度語学指導助手業務委託 審査基準表」

評価項目	着眼点	配点基準	
①会社概要・企業実績・外国語教育に関する経営理念	地方自治体等からの外国語指導の受託実績を有しているか また公教育における外国語指導業務委託の実績及び外国語指導講師（以下A L Tとする）の派遣実績は有しているか		
	会社の概要（資本金、従業員数、営業年数等）	5 点	1 0 点
	A L Tは公立学校における外国語教育及び必要な資質、理念や方針を十分理解し業務に当たっている	5 点	
②A L Tの採用	A L Tの採用体制、採用基準、採用方法が業務に適しているか		
	A L Tの採用する採用体制（組織、業務内容、役割分担等）が十分に構築された上で、適切な採用基準、採用方法から能力の高いA L Tの派遣を行っている	1 5 点	1 5 点
③A L Tの研修体制	A L Tの採用から配置先での業務を行うまで、及び業務を開始してから研修が適切に行われているか		
	A L Tの配置前の研修の回数や期間、計画等が構築され、A L Tの資質、能力の向上に努めている	5 点	1 5 点
	A L Tの配置前研修内容 ①児童の実態に応じた指導が適切に行えるような研修が行われている ②「新学習指導要領」を踏まえた研修を行っている ③I C T活用における指導方法について、研修を行っている	5 点	
	A L T配置後の研修頻度として研修内容について、常にA L Tの意欲を高め、学校の実態等の把握を認識したうえでの定期的な研修を行っている	5 点	

④ A L T の管理体制	A L T の勤務状況の把握方法、勤務評価方法、提案者との連絡体制など労務管理体制は適切か		
	A L T の勤務状況の把握（欠勤・遅刻等）による連絡体制が整備され、教育委員会や学校への迅速な対応がとられている	5 点	1 0 点
	A L T の勤務評価（方法、回数、対応）及び評価後の指導体制の改善等、迅速な対応をとっている	5 点	
⑤ A L T の危機管理体制	欠員が生じた場合の補充体制、事故や災害等に関する支援体制（管理体制や保障体制）は適切であるか。また、緊急時や業務内容の変更に対し迅速な連絡体制が整備されているか		
	欠員が出た場合の補充体制を迅速に対応できる。緊急時（事故や災害等を含み）における、学校への支援体制が整っている	5 点	1 0 点
	緊急時や業務内容の変更に対し迅速な連絡体制が整備されている	5 点	
⑥ 町教育委員会及び学校への研修や指導サポート体制	児童生徒の英語コミュニケーション能力の測定方法や個々の能力を高める実践等のノウハウを持っている（ブレンディット授業等）	5 点	2 0 点
	教員に対する効果的な研修体制及び研修内容が考えられ、質の高い研修を教育委員会、学校へ提供できる	5 点	
	新学習指導要領の内容を理解し、カリキュラム・外国語教材・教具等の開発や提供について取り組んでいる	5 点	
	教育委員会や学校からの要望、苦情、トラブル等について適切且つ誠意ある対応を行っている	5 点	
⑦ 小規模特任校における取組	小規模特認校として特色ある教育活動を実施する金杉小学校において、学校の「特色ある教育活動」が効果的に実施できるよう支援策を持っている。	3 0 点	3 0 点
⑧ 提示金額（経費）	事業の積算に係る単価や経費が妥当であり、業務の提案内容と整合性がとれているか	1 0 点	1 0 点
合計得点			1 2 0 点